

福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置規程第15条の規定に基づき、評価調査者養成研修等のカリキュラム及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 福祉サービス第三者評価事業に関わる評価調査者の研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）と評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）の2種類とする。

(研修の位置づけ)

第3条 福祉サービス第三者評価事業に関わる評価調査者は、全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修を修了した場合でも、推進委員会が実施する研修を修了しなければならない。

(養成研修)

第4条 推進委員会は、福祉サービス第三者評価事業の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために養成研修を行う。

- 2 養成研修は、評価業務に関する総合的な知識及び手法等を習得させるために行う研修であって、別表1のカリキュラムにより実施する。
- 3 養成研修は、原則として年1回実施する。ただし、推進委員会が評価事業の推進に必要と判断した場合は、必要に応じその都度実施する。

(養成研修の受講者)

第5条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、第2項に掲げる小論文を審査し、養成研修の受講者を決定する。

- ① 福祉、医療、保健に関する有資格者で倫理綱領を有する職能団体に属している者
- ② 学識経験者で福祉、医療、保健に関する業務を5年以上経験している者
- ③ 社会福祉法人に所属し、管理業務を5年以上経験している者
- ④ 社会福祉法人に所属し、福祉に関する経営相談等の業務に5年以上携わった者
- ⑤ その他、医療、宗教法人等に所属する者で、福祉サービス第三者評価基準等委員会委員長がこれと同等の能力を有していると認めた者

- 2 養成研修受講希望者は、推進委員会が示すテーマに沿った小論文（別記1・小論文の形式）を提出するものとする。

(継続研修)

第6条 推進委員会は、養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

- 2 継続研修は、別表2のカリキュラムにより実施する。

(継続研修の受講者)

第7条 継続研修の受講者は、推進委員会が行う養成研修を終了した者で、推進委員会が公表する名簿に登録した者とする。

(研修受講手続き)

第8条 推進委員会は、研修を開催する場合は、推進委員会のホームページ等により研修日程及び研修内容、参加費等を記載した研修案内を公開する。

2 研修の受講を希望する者は、受講申込書(様式第14号)に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、推進委員会に受講申込みを行うものとする。

3 推進委員会は、受講申込者の審査を行った上で、受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を受講申込者に通知する。

(研修の実施)

第9条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者研修及び評価調査者指導者研修を修了した者、又は推進委員会が指名した者を講師として実施する。

2 研修は、主に講義形式により行うが、必要に応じてカンファレンス形式の演習及び事業所での実習により実施する。

3 受講者は、研修に係る参加費を負担する。

(研修の修了者)

第10条 研修の終了者とは、一回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修し、推進委員会が示すテーマに沿ったレポート(別記2・レポートの形式)の提出を行い、合格した者をいう。

2 災害等により交通手段が途絶した場合及びそれに順ずるやむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。

(修了者証の交付等)

第11条 推進委員会は、養成研修修了者に、「評価調査者養成研修修了者証」(様式第15号)を交付する。

2 継続研修の修了者に対しては、継続研修修了者の「評価調査者養成研修修了者証」(裏面)に貼ることが出来るシール(様式第16号)を交付する。

(研修の効果)

第12条 養成研修修了者は、福祉サービス第三者評価事業の評価調査者として評価業務を行うことができる。

2 養成研修修了者が、評価調査者養成研修終了者証が交付された日から2年間継続研修を受講しない場合は、養成研修修了者としての資格を失う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評価調査員研修に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月19日から施行する。

附 則（平成19年3月27日一部改正）

この要領は、平成19年3月27日から施行する、

別記 1

・小論文の形式（横書き）

テーマ：

表 題：

氏 名：

住 所：

本文：

別記 2

・レポートの形式（横書き）

テーマ：

表 題：

氏 名：

住 所：

本文：

評価調査者養成研修カリキュラム

区分	研修科目	形態	時間数	目的	内容
基礎的 研修 課程 Ⅰ	1 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義	1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。 ・また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向並びにその考え方に関する講義を行う。
	2 第三者評価の全体像	講義	1.5時間	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業の目的や枠組みに関する講義を行うとともに、本研修の位置付け並びに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3 評価調査者の役割と倫理	講義	1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的 研修 課程 Ⅱ	4 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義	2時間	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価基準の各項目について、その考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。 ・また、実際の第三者評価における判断ポイントについても講義により習得する。
	5 利用者調査の方法等について	講義	2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価における利用者調査の位置づけや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
演習	6 書面（事前）審査の着眼点	講義及び演習	3時間	書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7 訪問調査の着眼点	演習	4時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。

実習	8 演習 I	実習	7時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	・「協力施設（事業所）」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9 演習 II	実習	3時間	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する。	・訪問調査の結果に基づいて評価調査者間での合議を行い、最終的な第三者評価結果を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10 まとめ	全体会	2時間	実習の成果に基づいた評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	・各分科会にて取りまとめた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。 ・特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

別表 2

評価調査者継続研修カリキュラム

区分	研修科目	形態	時間数	目的	内容
	1 第三者評価の実施状況と課題	講義	1時間	青森県内における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	・都道府県内における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題並びにその対応について講義を行う。 ・あわせて、福祉制度の動向について解説を行う。
	2 演習	演習	6時間	実際の評価調査者としての取り組みを振り返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	・他に第三者評価事例や、事業所における先進的な取り組みについて、グループワークを行う。
	3 講評・まとめ	全体会	1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について、改めて理解を深める。	・各グループにて取りまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。 ・特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢を改めて振り返る。